

平成24年10月30日

第2433号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則（41・医務薬事課）……………1
- 告 示
- 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更（566・市町村課）……………1
- 対象狩猟鳥獣の捕獲の禁止（567・自然保護課）……………1
- 鳥獣保護区の指定（568・自然保護課）……………2
- 鳥獣保護区特別保護地区の指定（569・自然保護課）……………9
- 休猟区の指定（570・自然保護課）……………10
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）の指定（571・自然保護課）……………12
- 都市計画の変更及び都市計画の図書の縦覧（572・都市計画課）……………15
- 道路区域の変更（573・雄勝地域振興局建設部）……………16
- 公 告
- 条件付き一般競争入札の実施（技術管理課）……………16
- 土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）……………17
- 土地改良区の役員の退任の届出（秋田地域振興局農林部）……………17
- 教育委員会告示
- 教育委員会会議の開催（18・教育庁総務課）……………17

規 則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年十月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十一号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則（昭和四十六年秋田県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。
第二条の二中「一・三パーセント」を「一・二パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の二の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

告 示

秋田県告示第566号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、秋田県後期高齢者医療広域連合から申請のあった秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、平成24年10月19日付けで許可したので、同条第5項の規定に基づき、公表する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県告示第567号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定に基づき、次のとおり対象狩猟鳥獣の捕獲を禁止する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 捕獲を禁止する狩猟鳥獣の種類
キジ及びヤマドリ
- 2 捕獲を禁止する区域
全県の区域
- 3 捕獲を禁止する期間
平成24年11月15日から平成29年11月14日までの期間のうち、毎年1月16日から11月14日までの期間

秋田県告示第568号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区を指定し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1

- 1 名称
新山鳥獣保護区
- 2 区域
鹿角市尾去沢地内の県道十二所花輪線の稲村橋を起点とし、同県道を西進し市道水晶山線との交点に至り、同市道を南西に進み市道新山城山2号線との交点に至り、同市道を西進し市道城山線との交点に至り、同市道を南進し遊歩道に至り、同歩道を南西に進み市道水晶山支線との交点に至り、同支線を南西に進み遊歩道に至り、同歩道を尾根づたいに北西に進み大森山山頂に至り、同山頂を下沢に沿って北西に進み県道十二所花輪線との交点に至り、同県道を東進し市道松子沢2号線との交点に至り、同市道を東進し市道松子沢3号線に至り、同市道を東進し市道花軒田尾去沢線に至り、同市道を北東に進み林道小森沢線に至り、同林道を北東に進み市道松軒沢線との交点に至り、同市道を南進し米代川左岸に至り、同岸を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。
- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成44年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
当該区域は、鹿角市にある水晶山山頂から北部に位置し、スギを主体とする針葉樹林及びナラやサクラを始めとする広葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映してノウサギ、ヤマドリやカモ類など多様な鳥獣が生息している。
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第2

- 1 名称
早口鳥獣保護区
- 2 区域
大館市早口地内の国道7号線と市道赤坂下線との交点を起点とし、同市道を北西に進み市道比立内線の起点に至り、同市道を北進し市道本郷羽貫谷地線との交点に至り、同市道を南東に進み林道倉の下線との交点に至り、同林道を北進し市道田の沢1号線との交点に至り、同市道を東進し岩瀬川との交点に至り、同川右岸を南進し歩道との交点に至り、同歩道を南進し市道谷地の平線との交点に至り、同市道を南進し市道赤坂下線の交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。
- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成44年10月31日まで
- 4 保護に関する指針
 - (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区
 - (2) 指定目的
当該地域は、大館市にある米代川・早口川・岩瀬川の3河川に囲まれた里山地域であり、市街地に近い位置でありながら針葉樹・広葉樹などの林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、キジやノウサギなどの身近な鳥獣が多数生息している。
このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適

正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第3

1 名称

田中鳥獣保護区

2 区域

北秋田市綴子地内の国道7号線と綴子川の交点を起点とし、同国道を東進し国道105号線との交点に至り、国道105号線を南進しJR奥羽本線との交点に至り、同本線を西進し県道鷹巣・川井・堂川線との交点に至り、同県道を北進し綴子川との交点に至り、同川を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

田中鳥獣保護区は、主に水田からなる区域であり、区域の北部には釜堤がある。このような自然環境を反映して、ハクチョウを始めとする多数のガン・カモ科鳥類が中継地として利用する区域である。

このため、当該地区は、集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

第4

1 名称

椿台鳥獣保護区

2 区域

秋田市雄和椿川地内の市道椿川安養寺線と市道本田妙法寺線との交点を起点とし、市道本田妙法寺線を北進し県道秋田雄和本荘線との交点に至り、同県道を北進し市道本田妙法寺線との交点に至り、同市道を北進し市道山崎椿台線との交点に至り、同市道を南東に進み旧河辺町と旧秋田市の旧市町界との交点に至り、旧市町界を南東に進んで県道秋田御所野雄和線との交点に至り、同県道を南進し市道椿台線との交点に至り、同市道を西進し市道鹿野戸安養寺線との交点に至り、同市道を西進し同市道と連続する市道椿川安養寺線に至り、同市道を南西に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、秋田市雄和の椿台ゴルフ場を中心とした高台に位置し、落葉広葉樹や針葉樹林など林相の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、キジ、ヤマドリやノウサギなど多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第5

1 名称

新屋鳥獣保護区

2 区域

秋田市新屋地内国道7号線と雄物川の交点の秋田大橋南端を起点とし、市道新屋豊岩線を南東に進み市道豊岩碓5号線との交点に至り、同市道を南進し農道との交点に至り、同農道を南西に進み石田坂大堤管理道との交点に至り、同管理道を南西に進み豊岩石田坂字鎌塚と字館ノ沢の字界に至り、同字界を西進し尾根筋に至り、同尾根筋を南西に進み浜田字太田と字滝ノ沢の字界に至り、同字界を西進し山際に至り、同山際を北進し農道との交点に至り、同農道を北進し県道新屋雄和線との交点に至り、同県道を西進しJR東日本羽越本線との交点に至り、同本線を南進し市道新屋前野町宮田沢線との交点に至り、同市道を南西に進み連続する市道浜田宮田沢1号線に至り、同市道を南西に進み国道7号線との交点に至り、同国道を南進し林道国見山線との交点に至り、同林道を南進しJR東日本羽越本線との交点に至り、同本線を北東に進み山際との交点に至り、同山際を南進し秋田市浜田字大沢と字大沢尻との字界との交点に至り、同字界を東進し浜田字大沢と字滝ノ沢の字界に至り、同字界を東進し秋田市浜田

と秋田市豊岩の大字界の交点に至り、稜線に添って同大字界を東進し市道豊岩浜田散策道1号線との交点に至り、同市道を南進し林道国見山線との交点に至り、同林道を西進し市道豊岩浜田散策道2号線との交点に至り、同市道を東進し浜田森林総合公園管理道に至り、同管理道を北西に進み豊岩浜田散策道3号線に至り、同市道を西進しJR東日本羽越本線との交点に至り、同本線を南西に進み境川との交点に至り、同川右岸を西進し日本海に至り、同汀線を北進し旧雄物川左岸との交点に至り、同左岸を南東に進み県道秋田天王線との交点に至り、同県道を南進し市道牛島割山線との交点に至り、同市道を東進し国道7号線との交点に至り、同国道の秋田大橋を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、秋田市南西部の新屋地区に位置し、日本海沿い海岸及び秋田市浜田森林総合公園を中心として雄物川河口付近に隣接した市街地、農耕地、森林からなる区域である。海岸はクロマツを中心とした防風林が形成され、内陸の丘陵部はスギ人工林を中心とした山林内に池沼が点在している。また、浜田森林総合公園内には食餌木や花木等が植栽されている。このような環境を反映して、当地区には多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第6

1 名称

八郎潟鳥獣保護区

2 区域

男鹿市野石地内の国道101号線と県道男鹿琴丘線との交点を起点とし、国道101号線を北進し県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を南進し浜口排水機場付近で村道大潟西部線との交点に至り、同村道を北西に進み県道男鹿八竜線との交点に至り、同県道を南西に進み村道大潟西部線との交点に至り、同村道を南西に進み県道男鹿琴丘線との交点に至り、同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

八郎潟鳥獣保護区は、八郎潟西側の残存湖を中心とした区域であり、周辺には水田が広がっている。このような自然環境を反映して、マガモを始めとする多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第7

1 名称

追分鳥獣保護区

2 区域

秋田市金足地内の国道7号線と県道追分停車場線との交点を起点とし、同国道を北進し市道下刈岩瀬線との交点に至り、同市道を東進し市道財ノ浜小泉線との交点に至り、同市道を南進し県道高岡追分線との交点に至り、同県道を南西に進み市道金足嶋崎1号線との交点に至り、同市道を南進し同市道と連続する市道金足嶋崎2号線に至り、同市道を南東に進み同市道と連続する農道に至り、同農道を南東に進み同農道と連続する山際に至り、同山際を南進し同山際と連続する市道長岡線との交点に至り、同市道を南西に進み市道追分小友線との交点に至り、同市道を西進し市道追分線との交点に至り、同市道を北進し県道追分停車場線との交点に至り、同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は、秋田市北部の金足地内に位置し、男潟・女潟等の沼地を中心とする区域で、カモ類・ガン類を始め多様な鳥類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第8

1 名称

五城目井川鳥獣保護区

2 区域

南秋田郡井川町坂本地内の国道285号線と町道坂本新聞線との交点を起点とし、同町道を北東に進み町道雀館幹線に至り、同町道を北東に進み町道岩野線との交点に至り、同町道を東進し岩野部落の東端から山道を南進し、五城目町と井川町との町境界との交点に至り、同境界を西進し小泉部落に通ずる山道との交点に至り、同山道を南西に進み町道菰田黒坪線との交点に至り、同町道を南東に進み県道北の又井川線との交点に至り、同県道を南東に進み県道久保秋田線との交点に至り、同県道を南西に進み町道赤沢大野地線との交点に至り、同町道を西進し井川町と潟上市との市町境界との交点に至り、同境界を北西に進み国道285号線との交点に至り、同国道を北東に進んで起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

五城目井川鳥獣保護区は、五城目町と井川町の境界に位置し、ツキノワグマやノウサギを始めとして多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第9

1 名称

花立鳥獣保護区

2 区域

由利本荘市矢島町七日町地内の県道仁賀保矢鳥館合線と県道鳥海矢鳥線との交点を起点とし、県道鳥海矢鳥線を南進し県道象潟矢鳥線との交点に至り、同県道を南西に進み市道花立公園1号線との交点に至り、同市道を北進し県道仁賀保矢鳥館合線との交点に至り、同県道を東進し市道針ヶ丘花立線との交点に至り、同市道を北東に進み県道仁賀保矢鳥館合線との交点に至り、同県道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

花立鳥獣保護区は、由利本荘市矢島町に所在し、付近には広大な牧場や森林があり、キジ、ヤマドリを始めとする多様な鳥類が生息している。

このため、当該地域は、鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第10

1 名称

堀内鳥獣保護区

2 区域

仙北市西木町上桧木内地内の国道105号線と市道堀内黒崎森線との交点を起点とし、同国道を南東に進み賽神沢との交点に至り、同沢を北西に進み雄物川地域森林計画区西木村42林班と43林班の境界との交点に至り、同境界を南西に進み民有林と国有林との境界に至り、同境界を北西に進み同森林計画区47林班と48林班との境界に至り、同境界を西進し林道堀内西線との交点に至り同林道を北東に進み市道堀内黒崎森線との交点に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該保護区は、仙北市西木町の北西部に位置し、スギと広葉樹が混在する変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ツキノワグマ、ノウサギやヤマドリなどの鳥獣が多数生息している。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第11

1 名称

石黒沢鳥獣保護区

2 区域

仙北市田沢湖生保内字駒ヶ岳地内の県道西山生保内線の赤倉橋を起点とし、赤倉沢を西進し石黒沢との交点に至り、同沢を南西に進み先達川との交点に至り、同川を北東に進み民有林と国有林との境界に至り、同境界を南西に進み赤倉沢との交点に至り、同沢を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該地区は、仙北市の玉川支流先達川の南部に位置し、十和田・八幡平国立公園に指定されており、ブナ等の広葉樹が多く分布している。このような自然環境を反映し、多種多様な鳥獣が生息する区域である。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第12

1 名称

大川前鳥獣保護区

2 区域

大仙市協和船岡地内の県道唐松宇津野線と協和ダムサイトとの交点を起点とし、同県道を東進しサキオレ沢との交点に至り、同沢を北進し国有林道荒木又沢線との交点に至り、同林道を南進し県道唐松宇津野線との交点に至り、同県道を南東に進み民有林と国有林との境界に至り、同境界を西進し協和ダム管理道に至り、同管理道を東進し協和ダム堤体に至り、同堤体に沿って北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当該区域は大仙市協和船岡にある洞峯の南東に位置し、協和ダムの人造湖美山湖を中心とした区域である。このような自然環境を反映して水鳥及び山林に生息する鳥獣類が利用する重要な区域となっている。

このため、当該区域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第13

1 名称

鶯野鳥獣保護区

2 区域

大仙市下鶯野地内の市道長瀬1号線と市道長瀬2号線との交点を起点とし、市道長瀬2号線を南西に進み市道長瀬4号線との交点に至り、同市道を南東に進み市道押切和村線との交点に至り、同市道を南西に進み市道中仙23号線との交点に至り、同市道を北西に進み市道長瀬4号線との交点に至り、同市道を北西に進み市道と村遠藤2号線との交点に至り、同市道を南西に進み同市道に連続する市道と村遠藤5号線に至り、同市道を南西に進み玉川堤防との交点に至り、同堤防を北西に進み玉川右岸に至り、同岸を約1,700m北進し同岸に至り、同岸を東進し玉川左岸堤防に至り、同堤防を南進し市道長瀬1号線との交点に至り、同市道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 指定目的

鶯野鳥獣保護区は、大仙市北西部の玉川を中心とした区域で、オオハクチョウ、コハクチョウ、オナガガモなどを始めとする多数の渡り鳥が中継地及び越冬地として利用する重要な区域となっている。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第14

1 名称

土淵鳥獣保護区

2 区域

横手市山内村土淵岩瀬橋を起点とし、横手川右岸に沿って下り市道板井沢土淵線との交点に至り、同市道を西進し市道板井沢線との交点に至り、同市道を北西に進み旧横手市と旧山内村の境界に至り、同境界を東進し国道107号線との交点に至り、同国道を南進し市道相野々駅前線に至り、同市道を南進し県道横手東成瀬線との交点に至り、同県道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

土淵鳥獣保護区は、旧山内村の中心部に位置する鶴ヶ池から北方に広がる区域であり、川や池など水源に富み、周囲を山林に囲まれた地域である。このような自然環境を反映して、ヒヨドリ、イタチを始め多様な鳥獣が生息している。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第15

1 名称

志摩鳥獣保護区

2 区域

横手市十文字町植田地内の県道湯沢雄物川大曲線と市道羽場裏線との交点を起点とし、同県道を東南に進み志摩集落を経て雄平橋に至り、同橋を南進し皆瀬川堤防に至り、同堤防を西進し湯沢市小中島部落に通ずる道路との交点に至り、同道路を北進し市道羽場左馬線との交点に至り、同市道を北進し左馬集落を経て市道羽場裏線と市道三重植田線との交点に至り、同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

- (1) 指定区分
集団渡来地の保護区

- (2) 指定目的

志摩鳥獣保護区は、横手市と湯沢市との境界付近を流れる皆瀬川を中心とした区域であり、周辺には水田が広がっている。このような自然環境を反映して、オオハクチョウ、ツグミを始めとする多数の渡り鳥が中継地として利用する重要な区域となっている。

このため、当該区域は、主に集団渡来する渡り鳥の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に設定し、当該地区に渡来する渡り鳥の保護を図るものである。

第16

- 1 名称
山谷鳥獣保護区

- 2 区域

湯沢市川連町八面地内の国道398号久保橋と皆瀬川左岸との交点を起点とし、国道398号を西進し市道児童公園線との交点に至り、同市道を南西に進み山林との境界に沿った道路に至り、同道路を山林との境界に沿って南進し飯田稲荷山地内に至り、同地内から稜線を北西に進み旧湯沢市と旧稲川町との旧市町界に至り、同市町界を東進し稜線に至り、同稜線を岩野沢住宅入口に向かって北西に進み、同入口から国道398号を横断し稜線を北進し三角点に至り、同三角点を稜線に沿って北進し大台第一ため池堰堤に至り、同堰堤を沢に沿って北進し湯沢市と横手市との境界に至り、同境界を東進し林道杉沢戸波線を横断し皆瀬川左岸に至り、同左岸を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

- 4 保護に関する指針

- (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

- (2) 指定目的

当該区域は、湯沢市の北側に位置し、スギ人工林やナラ類を主体とした落葉広葉樹が広がり、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、リスを始めとする多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第17

- 1 名称
東山森林公園鳥獣保護区

- 2 区域

湯沢市寺沢字御嶽前の御嶽神社参道入口を起点とし、市道寺沢線に沿った山裾を北進し寺沢地区、赤塚地区を経て国道13号線との交点に至り、同国道に沿った山裾を北東に進み市道小沢田線との交点に至り、同市道を東進し市道小町の里線との交点に至り、同市道を東進し市道東山線との交点に至り、同市道を南東に進み市道大清水線に至り、同市道を南東に進み林道第2大清水線に至り、同林道を南東に進み山道との交点に至り、同山道を南西に進み林道寺沢山線との交点に至り、同林道を北西に進み市道寺沢川線に至り、同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

- 4 保護に関する指針

- (1) 指定区分
森林鳥獣生息地の保護区

- (2) 指定目的

当該区域は、湯沢市雄勝地域にある東山森林公園を中心とした丘陵地帯に位置し、ナラ類を主体とした広葉樹林に囲まれ、キジ、ヤマドリ、ノウサギ、リスを始めとする多様な鳥獣類が生息している。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

第18

1 名称

五輪坂鳥獣保護区

2 区域

雄勝郡羽後町五輪坂地内の町道赤袴高寺線と町道三ツ盛線との交点を起点とし、同町道を北東に進み町道土館七久保堀内線との交点に至り、同町道を南東、北東に進み町道足田堤東線との交点に至り、同町道を南西に進み町道湯の崎六沢線との交点に至り、同町道を南西に進み農道北沢線との交点に至り、同農道を北西に進み山林と水田の境界に達し、同地点より山裾を北東に進み農道林崎5号線との交点に至り、同農道を東進し町道赤袴高寺線との交点に至り、同町道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

当鳥獣保護区は、羽後町北東部にある「五輪坂アルカディア公園」を中心とした地域であり、広葉樹や針葉樹など林相の変化に富んだ丘陵地帯と、多くの鳥類が飛来する3箇所のため池が広がり、多様な鳥獣類が生息する区域である。

このため、当該地域は鳥獣の生息のため重要な区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第28条第1項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣の保護を図るものである。

秋田県告示第569号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1

1 名称

五城目井川鳥獣保護区五城目井川特別保護地区

2 区域

五城目井川鳥獣保護区のうち、山田沢生活環境保全林全域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

身近な鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

五城目井川鳥獣保護区は、五城目町と井川町の境界に位置し、ツキノワグマやノウサギを始めとして多様な鳥獣が生息している。特に、当該鳥獣保護区の中でも、五城目町上樋口地区の「秋田県鳥獣保護センター」を中心として広がる雑木林や水鳥池、二階堤などを擁する「秋田県環境と文化のむら」の区域は、多くの鳥獣の生息が確認されていることから、鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上重要な区域である。

このため、当該区域は、五城目井川鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第2

1 名称

堀内鳥獣保護区堀内特別保護地区

2 区域

堀内鳥獣保護区のうち、雄物川森林計画区西木村47林班と43林班との境界交点を起点とし、同境界を東進し同森林計画区43林班と45林班との境界に至り、同森林計画区43林班と45林班との境界を東進し同森林計画区43林班と44林班との境界に至り、同森林計画区43林班と44林班との境界を南東に進み同森林計画区42林班と43林班との境界に至り、同森林計画区42林班と43林班との境界を南西に進み民有林と国有林との境界に至り、同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

堀内鳥獣保護区は、仙北市の桜木内川の支流堀内沢の南部に位置し、多様な鳥獣が生息している。特に当該特別保護地区の賽神沢の上流に位置している部分は、60年生以上の広葉樹が占めており、天然記念物のニホンカモシカやツキノワグマなどの大型哺乳類の生息地となっている。また下流ではヤマセミも確認され重要な区域となっている。

このため、堀内鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

第3

1 名称

石黒沢鳥獣保護区石黒沢特別保護地区

2 区域

石黒沢鳥獣保護区のうち、赤倉橋を起点とし、県道西山生保内線を北東に進み石黒沢との交点に至り、同沢を北東に進み雄物川地域森林計画田沢湖町39林班10小班と5小班の林班界に至り、同林班界を東進し蟹沢との交点に至り、同沢を北進し先達川との交点に至り、同川を東進し民有林と国有林との境界に至り、同境界を南西に進み赤倉沢川との交点に至り、同川を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成44年10月31日まで

4 保護に関する指針

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

石黒沢鳥獣保護区は、仙北市の玉川支流の先達川の南部に位置し、多様な鳥獣が生息している。特に当該鳥獣保護区の中で、南部の国有林境は高樹齢のブナ林が多く分布し、水源かん養保安林に指定され、良好な鳥獣の生息地となっている。特に秋田県では貴重なコルリが確認されており重要な区域となっている。

このため、石黒沢鳥獣保護区の中でも、特に保護を図る必要があると認められることから、鳥獣の保護及び適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地区に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

秋田県告示第570号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

1 名称

戸倉休猟区

2 区域

鹿角市十和田大湯地内の国道104号線と岩手県境との交点を起点とし、同国道を北西に進み県道田代平大清水線との交点に至り、同県道を東進し戸倉林道との交点に至り、同林道を南東に進み同県境との交点に至り、同県境を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第2

1 名称

五ノ宮休猟区

2 区域

鹿角市八幡平地内の国道282号線と岩手県境との交点を起点とし、同国道を北西に進み市道鷺の巣3号線との交

点に至り、同市道を北進し小豆沢林道との交点に至り、同林道を東進し五ノ宮嶽山頂に至る歩道との交点に至り、同歩道を東進し五ノ宮嶽山頂に至り、同山頂より皮投岳山頂に至る尾根筋を北東に進み同境界に至り、同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第3

1 名称

十二所休猟区

2 区域

大館市十二所地内の国道103号線と林道平内沢支線との交点を起点とし、国道103号線を東進し県道十二所花輪大湯線との交点に至り、同県道に沿って南進し市界（大館市・鹿角市）との交点に至り、同市界を更に南進し大館市十二所と独鉦の字界に至り、同字界に沿って北進し林道平内沢線との交点に至り、同林道を北東に進み林道平内沢支線に至り、同林道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の地域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第4

1 名称

与左衛門山休猟区

2 区域

北秋田郡上小阿仁村萩形地内の小阿仁川と樽沢との交点を起点とし、樽沢を東進し上小阿仁村と北秋田市との市村界に至り、同境界を南西に進み上小阿仁村と秋田市の市村界に至り、同境界を西進し太平山山頂に至り、同山頂から大旭又沢を北東に進み旭又沢を経て小阿仁川との交点に至り、同川を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第5

1 名称

大森休猟区

2 区域

能代市桧山地区内の県道仙ノ台桧山線と市道羽州街道桧山線の交点を起点とし、県道仙ノ台桧山線を東進し能代市と三種町の境界に至り、同境界を西進し県道能代五城目線との交点に至り、同県道を北東に進み市道羽州街道桧山線との交点に至り、同市道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第6

1 名称

井出舞休猟区

2 区域

秋田市河辺地区内の国有林雄物川計画区秋田森林管理署秋田事業区216、217林班の林班界との交点を起点とし、同林班界を北西に進み民有林と国有林の境界に至り、同境界を北東に進み国有林秋田森林管理署220、221林班との交点に至り、同林班界を南に進み国有林秋田森林管理署218、219、222林班界の交点に至り、同林班界を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第7

1 名称

谷地沢休猟区

2 区域

由利本荘市矢島町城内地区内の旧町境と県道仁賀保矢島館合線の交点を起点として、同県道を南進し市道谷地沢桃野線との交点に至り、同市道を南進し県道長岡冬師城内線との交点に至り、同県道を東進し県道仁賀保矢島館合線との交点に至り、同県道を東進し市道花立公園1号線との交点に至り、同市道を南進し県道象潟矢島線との交点に至り、同県道を南進し林道今井川線との交点に至り、同林道を西進し旧町境との交点に至り、同旧町境を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第8

- 1 名称
高屋休猟区
- 2 区域
由利本荘市東由利杉森地内の国道107号線と旧東由利町と旧本荘市の境界との交点を起点とし、同国道を南東に進み市道袖山線との交点に至り、同市道を南進し県道仁賀保矢鳥館合線との交点に至り、同県道を西進し旧東由利町と旧由利町の境界に至り、同境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。
- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第9

- 1 名称
戸波休猟区
- 2 区域
横手市増田町羽場地内の県道川連・増田・平鹿線と横手市と湯沢市との境界の交点を起点とし、同境界を西進し旧増田町と旧十文字町と湯沢市との境界に至り、同境界を北東に進み国道342号線との交点に至り、同国道を南東に進み県道川連・増田・平鹿線との交点に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。
- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第10

- 1 名称
船沢休猟区
- 2 区域
横手市大森町八沢木字末野地内の県道二井山大森線と市道末野開拓線との交点を起点とし、同県道を南西に進み同市の字界に至り、同字界を西進し由利本荘市との境界に至り、同境界を北西に進み市道ザッコ又線に至り、同市道を北東に進み市道本木中ノ又線に至り、同市道を北東に進み市道留長根本木線に至り、同市道を南東に進み市道滝ノ上小山線に至り、同市道を南西に進み枕ヶ沢集落で寄木防火線に至り、同線を南東に進み市道滝ノ上線に至り、同市道を東進し市道二井山上溝線に至り、同市道を東進し市道末野開拓線に至り、同市道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

第11

- 1 名称
桧山休猟区
- 2 区域
湯沢市松岡地内の県道雄勝湯沢線と市道間木沢石塚線との交点を起点とし、同町道を北進し市道古屋敷高野線に達し、同市道を北進し砂防河川岩の沢川との交点に至り、同砂防河川を北進し旧市町境界との交点に至り、同境界を東進し湯沢市山田字ヌクミ台地内の作業道との交点に至り、同作業道を北進し林道芦ヶ沢線との交点に至り、同林道を北進し市道土沢線との交点に至り、同市道を東進し市道住吉線との交点に至り、同市道を北西に進み市道六日町堂ヶ沢線との交点に至り、同市道を西進し市道堂ヶ沢線との交点に至り、同市道を北進し県道雄勝湯沢線との交点に至り、同県道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。
- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成27年10月31日まで

秋田県告示第571号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定し、平成24年11月1日から施行する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

第1

- 1 名称
芝谷地特定猟具使用禁止区域

2 区域

大館市釈迦内地内の国道7号線と遊歩道との交点を起点として、湿原の外輪となる歩道を約1.3km進んで国道7号線との交点に至り、同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第2

1 名称

赤沼公園特定猟具使用禁止区域

2 区域

能代市浅内字赤沼地内の赤沼公園を取り囲む水路を含めその内側の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第3

1 名称

能代河畔公園特定猟具使用禁止区域

2 区域

能代市万町地内の市道富町万町線と市道川反線の交点を起点として、同市道富町万町線を南進し市道材木町東能代線との交点に至り、同市道材木町東能代線を西進し秋北バスと中田建設の境界との交点に至り、同点より境界を北進し能代港左岸との交点に至り、同点より東進し市道川反5号線、市道川反線を經由して起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第4

1 名称

惣三郎沼公園特定猟具使用禁止区域

2 区域

山本郡三種町森岳字木戸沢地内の県道能代五城目線と町道温泉3号線との交点を起点として、同町道を南西に進み町道温泉上台線との交点に至り、同町道温泉上台線を南西に進み町道温泉公園線との交点に至り、同町道温泉公園線を西進し県道森岳鹿渡線との交点に至り、同県道を南進し町道街道東石倉沢線との交点に至り、同町道を北西に進み町道森岳街道東線との交点に至り、同町道森岳街道東線を北西に進み途中児童館前を右折して県道森岳鹿渡線との交点に至り、同県道森岳鹿渡線を東進し県道能代五城目線との交点に至り、同県道能代五城目線を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第5

1 名称

二ツ森特定猟具使用禁止区域

2 区域

山本郡三種町二ツ森地内の国道7号線と旧山本町と旧琴丘町の境界との交点を起点とし、同国道を北西に進み旧山本町と旧八竜町の境界との交点に至り、同境界を北東に進み日本海沿岸東北自動車道との交点に至り、同自動車道を南東に進み旧山本町と旧琴丘町の境界との交点に至り、同境界を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第6

1 名称

山本町北部特定猟具使用禁止区域

2 区域

山本郡三種町逆川地内の市道成合逆川線と県道金光寺能代線との交点を起点とし、国道7号線と市道芝童森浅内線との交点方向へ見越し線を1,000m西進し同点から見越し線を250m北進し同点から見越し線を2,750m東進し三種町と能代市との境界に至り、同境界を南東に進み民有林林道山本峰線との交点に至り、同林道を西進し町道志戸橋山道線との交点に至り、同町道を西進し農道との交点に至り、同農道を南東に進みさらに南西に進んだ後に南東に進み林道下熊沢線に至り、同林道を南進し作業道との交点に至り、同作業道を東進し米代川地域森林計画区山本町20林班23-6小班に至り、同小班界を南進し農道に至り、同農道を南進し町道砂子沢線に至り、同町道を南西に進み県道能代五城目線に至り、同県道を南進し県道森岳鶴川線との交点に至り、同県道を西進し旧山本町と旧八竜町の境界との交点に至り、同境界を北西に進み市道成合逆川線との交点に至り、同市道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第7

1 名称

虹の里特定猟具使用禁止区域

2 区域

山本郡藤里町矢坂地内の県道西目屋二ツ井線と町道釜の沢線との交点を起点とし、同町道を西進し町道奥岩本線との交点に至り、同町道奥岩本線を北西に進み林地と農地の境界に至り、同境界を北進し米代川地域森林計画区藤里町1林班と2林班との交点に至り、同計画区1林班と2、3林班の林班界を北進し同計画区1林班と4林班との交点に至り、同計画区4林班2、3、56、59、61小班と57小班及び農地との境界を北東に進み薄井沢川との交点に至り、同河川を南東に進み県道西目屋二ツ井線との交点に至り、同県道を南進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第8

1 名称

浦大町特定猟具使用禁止区域

2 区域

南秋田郡八郎潟町真坂地内の国道7号線と県道真坂五城目線との交点を起点とし、同県道を南東に進み町道浦大町下町線との交点に至り、同町道を東進し町道真浦線との交点に至り、同町道を南進し同町道と連続する町道天道田梨ノ木線に至り、同町道を400m南進し町道受取前鳥屋崎線との交点に至り、同町道を西進し国道7号線との交点に至り、同国道を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

4 特定猟具の種類

銃器

第9

1 名称

竜毛特定猟具使用禁止区域

2 区域

潟上市昭和豊川竜毛地内の国道7号線と県道229号線との交点を起点とし、同県道を南東に進み市道田屋荒長根線との交点に至り、同市道を南西に進み市道元木山公園東線との交点に至り、同市道を400m南進し200m西進し90m北進し90m北西に進み300m北東に進み160m北西に進み190m南西に進み50m西進し国道7号線との交点に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

3 存続期間

平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- 4 特定猟具の種類
銃器

第10

- 1 名称
大森特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

横手市と美郷町の境界と市道三貫堰十二牲線との交点を起点とし、同市道を南東に進み市道西沼線に至り、同市道を南進し市道立馬郊線との交点に至り、同市道を南東に進み市道立馬郊中線との交点に至り、同市道を西進し農地との境界に至り、同境界を西進し横手市と美郷町の境界に至り、同境界を南西に進み農作業道に至り、同道を北進し町道東西法寺1号線に至り、同町道を北西に進み町道南谷地・東西法寺線に至り、同町道を北西に進み町道南谷地線に至り、同町道を西進し町道東川原・南谷地線に至り、同町道を北東に進み町道東山本4号線に至り、同町道を南西に進み町道東山本5号線に至り、同町道を北西に進み農作業道に至り、同作業道を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- 4 特定猟具の種類
銃器

第11

- 1 名称
橋沢特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

横手市大屋寺内地内の旧横手市と旧平鹿町との境界と市道外目橋沢線との交点を起点とし、同境界を北進し市道橋沢大屋沼西線との交点に至り、同市道を東進し橋沢集落へ至る私道との交点に至り、同私道を南進し市道橋沢沼端線に至り、同市道を南進し市道外目橋沢線との交点に至り、同市道を北西に進み起点に至る一円の区域。

- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- 4 特定猟具の種類
銃器

第12

- 1 名称
羽後大戸川特定猟具使用禁止区域
- 2 区域

雄勝郡羽後町石田地区の大戸川右岸と国道398号の交点を起点とし、同国道を西進し大戸川左岸との交点に至り、同川の左岸を北東に進み町道西馬音内三輪線との交点に至り、同町道を東進し大戸川右岸に至り、同川右岸を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域。

- 3 存続期間
平成24年11月1日から平成34年10月31日まで

- 4 特定猟具の種類
銃器

秋田県告示第572号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を建設部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 都市計画の種類及び名称
秋田都市計画一団地の官公庁施設（八橋団地）の変更
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分 秋田市山王一丁目、四丁目、六丁目及び七丁目の一部
- 3 都市計画の変更年月日 平成24年10月30日

秋田県告示第573号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	川連増田 平鹿線	湯沢市駒形町字八面袖沢3番2地先から1番7地先まで	9.60～10.30	0.069
	新	川連増田 平鹿線	〃	9.60～13.50	0.069

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 雄勝地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成24年10月30日から同年11月12日まで

公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

- (1) 賃貸借事業名
秋田県公共事業積算システム用サーバ機器賃貸借
- (2) 借入物品名及び数量
サーバ機器 一式
- (3) 借入物品の仕様等
仕様書のとおり
- (4) 納入期限
平成24年12月14日（金）
- (5) 賃貸借期間
平成25年1月1日から平成29年12月31日まで
- (6) 借入物品の設置場所
仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 主たる営業所を秋田県内に有すること。
- (3) 秋田県のOA機器調達及び構築・運用保守業務を受注した実績があること。
- (4) 物品の製造の請負、買入等に係る指名競争入札参加資格の審査要綱に基づいて作成された秋田県物品供給業者等登録名簿に入札参加資格があると認められる者として、営業種目OA機器・通信用機械器具類に登録されていること。
- (5) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書等の交付場所並びに問い合わせ先
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号
秋田県建設部技術管理課積算管理班（電話018-860-2419）
- (2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法
秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年10月30日（火）から同年11月1日（木）までの期間、随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年11月9日（金）午前10時

秋田市山王四丁目1番1号 秋田県庁本庁舎6階西フロア会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「規則」という。）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

規則第166条に規定するところによる。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(4) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要書類等を提出すること。

(5) その他

詳細は入札説明書による。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、二ツ井白神土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

能代市二ツ井町梅内字白岩悪戸山根78番地

安 井 操

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、男鹿市渡部土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年10月30日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

退任理事の住所及び氏名

男鹿市弘戸字六ツ小屋36番地

吉 田 勇 雄

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第18号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成24年10月30日

秋田県教育委員会委員長 佐 藤 一 成

1 日時

平成24年11月1日午後2時

2 場所

教育委員会委員室

3 案件

(1) 平成25年度秋田県教育委員会定期人事異動方針（案）について

(2) その他

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）